

報告第 2 0 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成29年12月6日	53,320円	足立区中央本町在住者	平成26年8月から平成27年5月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。